大川内小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであるという認識から、学校のいじめ防止のための基本的な方針(以下「基本方針」という。)は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)第 13 条の規定に基づき、大川内小学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針を以下のとおり定める。

2 いじめとは 【法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 「いじめ」に関する基本方針

- (1) いじめについては「どの学校でも、どの子供にも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、気付きにく陰湿なものもあるかも知れない」「まだ気付いていないいじめがある」「1 件でも多く解決する」との基本的認識をもち、アンケート調査や個別面談など、児童生徒の状況を把握する機会を定期的に設ける。
- (2) いじめの訴えがあった場合には、直ちに本人や保護者の心情に寄り添い、その意向も最大限にくみ取りながら、迅速かつ誠意ある対応を行う。
- (3) いじめを認知した場合には、いじめられている児童生徒に対して、学校をあげて 守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的 な対応を行う。
- (4) いじめを行った児童生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは 人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然 とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く危険性があると判断される場合 には、必要に応じ、警察との連携を図る。
- (5) 過去にいじめがあった事例については、当該児童生徒のその後の状況を十分把握 し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援する。 なお、いじめを行った児童生徒がいじめられる側となる、あるいはいじめられて いる児童生徒がいじめを行う側となる可能性についても留意する。
- (6) いじめの問題について、年間を通して全員で取り組む契機となるように、「命を考える週間」を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業等を実施する。 また、児童会を通じて、児童がいじめ問題に主体的に取り組むことができるようにする。

- (7) 新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。
- (8) 「いじめ防止対策推進法」の施行により、「いじめ」は法的にも絶対に許されることではないこと等を、児童はもとよりその保護者、地域に対して、PTA総会をはじめ、各種研修会、学校運営協議会、青少協総会等の機会をとおし十分周知し、学校、家庭、地域が一体となっていじめ未然防止に向けた取り組みを行い、いじめの根絶に努める。
- (9) いじめ事案が発生(確認)した場合は、直ちに管理職に報告し、組織的に解決に向けて取り組む。

4 いじめ対策のための校内組織の設置

(1) 学校内の組織

ア 「生徒指導に関する連絡会」

月1回,全教職員で児童の生活指導上の現状や指導についての情報の交換,及び 共通理解・行動についての話し合いを行う。(職員会議・職員研修の活用)

イ 「命の教育対策委員会」

命の教育をはじめ、いじめ防止に関する教育及び対応を実効的に行うため、校長、教頭、教務係、生徒指導係、養護教諭の他、校長が指名する職員によって命の教育対策委員会を設置する。また、校長の判断により必要に応じて、心理・福祉などに関する専門的な知識を有する者を参加させる。

(スクールカウンセラー, 自立支援教室相談員等)

(2) 家庭や地域,関係機関と連携した組織(いじめ防止対策緊急推進委員会)

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに 教頭に報告する。また、状況によっては、緊急いじめ防止対策推進委員会を開催し、 迅速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつく り、対処する。

緊急推進委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長, 教頭, 教務係, 生徒指導係, 養護教諭の他, 校長が指名する職員, 教育委員会事務局職員, スクールカウンセラー, 出水警察署, PTA会長, 民生委員学校運営協議会委員 等

5 いじめ防止対策について(発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導)

(1) 基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こりうる, どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ, 児童の尊厳が守られ, 児童をいじめに向かわせないための未然防止に, 全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが重要である。これらを確実に実践することにより、児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれ、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認めあえる人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと考える。

- (2) いじめの未然防止,早期発見,早期対応等に関する取組
 - ア いじめ防止に向けた全体計画 命の教育に関わる全体計画を活用する。
 - イ いじめ防止に向けた年間指導計画
 - 「命の教育の年間指導計画」を参考に作成する。
 - ウ 自己有用感を高めさせる取組の実施 ハッピーメッセージカードを活用する。
 - エ いじめ防止に向けた日常の行動のチェック (朝登校から下校まで)

エい	・じめ防止に同けた日常の行動のチェック (朝登校から下校まで) 	_	
		チェック	
	サイン	いじ	いじ
		める	めら
		側	れる
			側
朝の会・	・遅刻、欠席が増える。		
授業開始時	・始業ぎりぎりの登校が目立つ。		
	・あいさつをしなくなる。目を合わさない。表情が暗い。		
	・体調不良を(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。		
	・周囲がなんとなくざわついている。		
授業中	・保健室、トイレによく行くようになる。		
	・用具,机,椅子が散乱している。		
	・授業道具等の忘れ物が目立つ。		
	・ふざけた質問をする。		
	・筆圧が弱くなる。		
	・グループ分けで孤立する。グループ活動で話しかけられない。		
	・周囲の子供が机,椅子を離して座ろうとする。		
	・どのグループにも入れず,一人でぽつんとしている。		
休み時間	・休み時間に自分の席から離れないようにしている。		
	・遊びと称して友達とふざけあっているが表情がさえない。		
	・じゃれあいに見せてこづく。		
	・昼休みに図書室に一人で行き、そこで過ごすことが多い。		
	・特定の友達だけで遊び特定の児童を仲間に入れない。		
	・一人でいることが多く,集団での行動をさけるようになる。		
給食時間	・机を寄せて席を作ろうとしない。寄せても隙間がある。		
	・食べ物にいたずらされる。(意図的な配り忘れ)		
	・給食配膳を「汚い」といって受け取らない。		
	・おいしいものは取り上げ、いやなものを分け与える。		
	・腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなった		
	りする。		
	・笑顔がなく,黙って食べる。		
掃除時間	・友達から一人離れて清掃している。		
	・いやな仕事を押しつける。		
	・清掃が終わっているのに、後片付けを一人でしている。		

帰りの会・	・帰りの会に配布したプリント等が特定の子に伝わらない。	
下校時	・教室に一人でいようとする。(行こうとする)	
	・あわてて下校する。又は、いつまでも学校に残っている。	
	・学校の行き帰りに鞄を持たせる。	
	・靴や鞄、傘、定期券など持ち物が紛失する。靴箱にいたずら	
	される。探しても見つからない。	
学校生活全	・ひやかす。ののしる。	
般	・無視する。仲間はずれにする。わざと避けて通る。	
	・触れただけで汚いという。	
	・持ち物を隠す。	
	・宿題をきちんと出さない。	
	・いつもと様子が違う。	
	・ノートや黒板に悪口を書く。	
	・目の前でわざとひそひそ話をする。	
	・物がなくなる。隠される。	

(3) 計画的な教育相談の実施

学期1回(5月,10月,1月),教育相談週間を設定し,全校児童・保護者を対象とした教育相談を実施。

(4) 定期的なアンケートの実施

毎月「学校生活アンケート」や9月と2月は「学校楽しい~と」を実施し、その後、子供相談を実施。

(5) 必要に応じた教育相談の実施

不安や悩みの解消,いじめの早期発見,早期対応のため,いつでもだれでも気軽 に相談できるよう教職員による教育相談を必要に応じて実施。

- (6) 学校外の相談機関等
 - 自立支援教室(ほっとハウス)

T E L 6 2 - 2 6 8 3

○ その他の相談機関

※県いじめ対策必携参照

6 いじめに対する措置について(困難課題対応的生徒指導)

(1) 基本的な考え方

いじめを発見したり・いじめの通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え 込まず、速やかに組織的に対応し、まずは被害児童を教職員一体となって全力で守 り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。 その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、

また、いじめ問題の対応については教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を 得ながら、関係機関・専門機関等とも連携し、対応に当たる。

(2) いじめ対応マニュアル (教育課程参照)

児童の人格の成長に置いた指導を行うように努める。

(3) 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とそ

の保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、 事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

さらに、年間 5 回開催される全体 PTA において、いじめ認知と解消について保護者に報告し、それ以外にいじめの実態がないか確認する。

(4) ネット上のいじめへの対応

日頃から情報教育を行い、適切な利用を指導する。万が一、ネット上の不適切な 書き込み等があった場合については、被害の拡大を避けるため、関係機関等との連 携のもと、直ちに削除する措置をとる。

また、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直 ちに警察署に通報し援助を求める。

さらに、学校では、県教育委員会が委託した民間の「学校ネットパトロール」団体による定期的なネットパトロールの状況報告を受け、児童及びその保護者へ対応する。

7 校内研修の充実

いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図るため、職員研修を実施する。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、実践的なケースワーク等を実施する。

8 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて確実に行う。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく「報告・連絡・相談」を確実に行い、実態把握や組織的な対応ができるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定を行い、毎学期ごとに目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価においても、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、「報告・連絡・相談」を確実に行い、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等がなされたかを適切に評価する。

最終改訂 令和6年3月